

一般会計
令和8年度蒲郡市 特別会計 予算書
企業会計

目 次

一般会計 1

第1表 歳入歳出予算

歳 入	2
歳 出	6
第2表 繙 続 費	8
第3表 債務負担行為	9
第4表 地 方 債	10

特別会計

国民健康保険事業	11
後期高齢者医療事業	15
土地区画整理事業	19
公共用地対策事業	23
三谷町財産区	25
西浦町財産区	27

企業会計

水道事業	29
下水道事業	33
病院事業	37
モーターボート競走事業	41

第28号議案

令和8年度蒲郡市一般会計予算

令和8年度蒲郡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,728,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 市税		14,113,000
	1 市民税	5,528,200
	2 固定資産税	6,649,000
	3 軽自動車税	247,800
	4 市たばこ税	490,000
	5 入湯税	60,000
	6 都市計画税	1,138,000
2 地方譲与税		253,196
	1 地方揮発油譲与税	45,000
	2 自動車重量譲与税	165,000
	3 森林環境譲与税	13,196
	4 特別とん譲与税	30,000
3 利子割交付金		25,500
	1 利子割交付金	25,500
4 配当割交付金		80,000
	1 配当割交付金	80,000
5 株式等譲渡所得割交付金		100,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	100,000
6 法人事業税交付金		220,000
	1 法人事業税交付金	220,000
7 地方消費税交付金		2,240,000
	1 地方消費税交付金	2,240,000
8 ゴルフ場利用税交付金		1,800

単位：千円

款	項	金額
	1 ゴルフ場利用税交付金	1, 800
9 自動車取得税交付金		10
	1 自動車取得税交付金	10
10 環境性能割交付金		7, 000
	1 環境性能割交付金	7, 000
11 地方特例交付金		173, 300
	1 地方特例交付金	170, 000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	3, 300
12 地方交付税		3, 285, 000
	1 地方交付税	3, 285, 000
13 交通安全対策特別交付金		8, 500
	1 交通安全対策特別交付金	8, 500
14 分担金及び負担金		83, 083
	1 負担金	83, 083
15 使用料及び手数料		559, 261
	1 使用料	398, 075
	2 手数料	161, 186
16 国庫支出金		6, 778, 307
	1 国庫負担金	3, 744, 542
	2 国庫補助金	3, 010, 685
	3 委託金	23, 080
17 県支出金		2, 569, 418

単位：千円

款	項	金額
	1 県負担金	1, 411, 617
	2 県補助金	912, 256
	3 委託金	245, 545
18 財産収入		489, 917
	1 財産運用収入	485, 897
	2 財産売払収入	4, 020
19 寄附金		1, 006, 420
	1 寄附金	1, 006, 420
20 繰入金		11, 149, 409
	1 特別会計繰入金	414, 500
	2 基金繰入金	10, 720, 489
	3 財産区繰入金	14, 420
21 繰越金		200, 000
	1 繰越金	200, 000
22 諸収入		2, 351, 979
	1 延滞金	10, 000
	2 市預金利子	5, 108
	3 貸付金元利収入	260, 000
	4 受託事業収入	447, 743
	5 雜入	729, 128
	6 収益事業収入	900, 000
23 市債		2, 032, 900
	1 市債	2, 032, 900

単位：千円

款	項	金額
歳入	合計	47,728,000

歳 出

単位：千円

款	項	金額
1 議会費		2 6 0 , 9 3 7
	1 議会費	2 6 0 , 9 3 7
2 総務費		5 , 8 3 8 , 2 7 2
	1 総務管理費	4 , 9 4 4 , 4 6 4
	2 徴稅費	4 8 0 , 0 0 3
	3 戸籍住民基本台帳費	2 7 9 , 9 1 1
	4 選挙費	9 5 , 3 1 8
	5 統計調査費	3 , 9 8 3
	6 監査委員費	3 4 , 5 9 3
3 民生費		1 5 , 6 6 4 , 0 1 6
	1 社会福祉費	7 , 7 6 8 , 3 6 4
	2 児童福祉費	6 , 6 1 5 , 4 9 6
	3 生活保護費	1 , 2 7 7 , 7 5 6
	4 災害救助費	2 , 4 0 0
4 衛生費		5 , 5 5 9 , 7 3 8
	1 保健衛生費	3 , 1 3 9 , 3 7 6
	2 清掃費	2 , 4 2 0 , 3 6 2
5 農林水産業費		4 6 8 , 6 8 6
	1 農業費	4 1 0 , 4 2 8
	2 林業費	3 2 , 7 6 2
	3 水産業費	2 5 , 4 9 6
6 商工費		2 , 2 5 3 , 2 8 8
	1 商工費	2 , 2 5 3 , 2 8 8

単位：千円

款	項	金額
7 土木費		3, 230, 812
	1 土木管理費	443, 146
	2 道路橋りょう費	1, 419, 012
	3 河川費	205, 338
	4 港湾費	208, 547
	5 都市計画費	763, 941
	6 住宅費	190, 828
8 消防費		1, 910, 255
	1 消防費	1, 910, 255
9 教育費		9, 879, 374
	1 教育総務費	6, 549, 063
	2 小学校費	670, 143
	3 中学校費	440, 459
	4 社会教育費	917, 839
	5 保健体育費	1, 301, 870
10 災害復旧費		4, 200
	1 災害対策費	2, 200
	2 総務施設災害復旧費	150
	3 民生施設災害復旧費	150
	4 衛生施設災害復旧費	150
	5 農林水産施設災害復旧費	200
	6 商工施設災害復旧費	150
	7 土木施設災害復旧費	600

単位：千円

款	項	金額
	8 消防施設災害復旧費	150
	9 教育施設災害復旧費	450
11 公債費		2,608,422
	1 公債費	2,608,422
12 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出合計		47,728,000

第2表 繙続費

単位：千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	新最終処分場整備事業	9,071,600	令和8年度	820,300
				令和9年度	2,391,900
				令和10年度	4,803,300
				令和11年度	1,056,100

第3表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
設楽ダム水源地域整備事業負担金	令和9年度～令和16年度	58,273
道路交通安全対策事業	令和9年度	12,000
生きがいセンターエレベーター更新事業	令和9年度	46,000
大塚保育園建設事業	令和9年度	1,003,500
土地改良施設維持補修事業	令和9年度	6,500
道路補修事業	令和9年度	72,000
側溝路側整備事業	令和9年度	10,000
街路補修事業	令和9年度	50,000
消防救急デジタル無線更新事業	令和9年度～令和19年度	487,311
教育振興基本計画改定事業	令和9年度	4,600
学校給食調理業務等委託事業	令和9年度～令和12年度	882,844

第4表 地 方 債

単位：千円

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路交通安全対策事業	63,100	証書借入又 は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還することができる。
申請書自動作成システム導入事業	4,300			
大塚保育園建設事業	104,600			
新最終処分場整備事業	503,700			
道路新設改良事業	280,700			
河川維持整備事業	30,000			
東港地区開発推進事業	52,900			
公園整備事業	47,400			
公園長寿命化対策支援事業	30,500			
280MHzデジタル同報無線システム子局更新事業	149,600			
消防車両整備事業	24,000			
次世代高度情報通信ネットワーク設備整備事業	7,500			
被災者生活再建支援システム導入事業	3,600			
塩津地区個別計画に基づく複合施設建設事業	493,400			
西浦地区個別計画に基づく複合施設建設事業	237,600			
計	2,032,900			

第29号議案

令和8年度蒲郡市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度蒲郡市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,574,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 国民健康保険税		1, 691, 490
	1 国民健康保険税	1, 691, 490
2 県支出金		5, 124, 574
	1 県補助金	5, 124, 574
3 財産収入		1, 900
	1 財産運用収入	1, 900
4 繰入金		729, 560
	1 繰入金	625, 000
	2 基金繰入金	104, 560
5 繰越金		270
	1 繰越金	270
6 諸収入		26, 206
	1 諸収入	26, 206
歳入合計		7, 574, 000

歳 出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		104, 217
	1 総務管理費	96, 149
	2 徴稅費	8, 068
2 保険給付費		5, 016, 618
	1 療養諸費	4, 268, 218
	2 高額療養費	722, 350
	3 移送費	50
	4 出産育児諸費	18, 500
	5 葬祭諸費	7, 500
3 国民健康保険事業費納付金		2, 215, 167
	1 医療給付費分	1, 495, 921
	2 後期高齢者支援金等分	489, 989
	3 介護納付金分	180, 818
	4 子ども・子育て支援金分	48, 439
4 保健事業費		104, 078
	1 保健事業費	25, 271
	2 特定健康診査等事業費	78, 807
5 基金積立金		95, 900
	1 基金積立金	95, 900
6 諸支出金		18, 020
	1 償還金及び還付加算金	18, 020
7 予備費		20, 000
	1 予備費	20, 000

単位：千円

款	項	金額
歳出	合計	7, 574, 000

第30号議案

令和8年度蒲郡市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度蒲郡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,796,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1, 317, 144
	1 後期高齢者医療保険料	1, 317, 144
2 繰入金		1, 423, 600
	1 繰入金	1, 423, 600
3 繰越金		52, 582
	1 繰越金	52, 582
4 諸収入		2, 774
	1 延滞金	10
	2 償還金及び還付加算金	2, 518
	3 預金利子	1
	4 雜入	245
歳入合計		2, 796, 100

歳 出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		16, 736
	1 総務管理費	10, 257
	2 徴収費	6, 479
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2, 714, 427
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2, 714, 427
3 保健事業費		59, 419
	1 保健事業費	59, 419
4 諸支出費		2, 518
	1 償還金及び還付加算金	2, 518
5 予備費		3, 000
	1 予備費	3, 000
歳 出 合 計		2, 796, 100

第31号議案

令和8年度蒲郡市土地区画整理事業特別会計予算

令和8年度蒲郡市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ827,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 保留地処分金		30,000
	1 保留地処分金	30,000
2 国庫支出金		2,475
	1 国庫補助金	2,475
3 財産収入		100
	1 財産運用収入	100
4 繰入金		600,000
	1 繰入金	600,000
5 繰越金		141,123
	1 繰越金	141,123
6 換地清算金		51,000
	1 換地清算金	51,000
7 諸収入		2
	1 換地清算金利子	2
8 市債		2,700
	1 市債	2,700
歳入合計		827,400

歳 出

単位：千円

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		4 7 1 , 9 9 0
	1 事務所費	1 5 0 , 6 1 6
	2 事業費	3 2 1 , 3 7 4
2 公債費		3 2 0 , 4 1 0
	1 公債費	3 2 0 , 4 1 0
3 諸支出金		3 0 , 0 0 0
	1 繰出金	3 0 , 0 0 0
4 予備費		5 , 0 0 0
	1 予備費	5 , 0 0 0
歳 出 合 計		8 2 7 , 4 0 0

第2表 地 方 債

単位：千円

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	2,700	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰上償還することができる。

第32号議案

令和8年度蒲郡市公共用地対策事業特別会計予算

令和8年度蒲郡市の公共用地対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 574,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		535, 123
	1 財産運用収入	7, 406
	2 財産売払収入	527, 717
2 繰越金		38, 867
	1 繰越金	38, 867
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入合計		574, 000

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 公共用地対策事業費		189, 500
	1 公共用地対策事業費	189, 500
2 諸支出金		384, 500
	1 繰出金	384, 500
歳出合計		574, 000

第33号議案

令和8年度蒲郡市三谷町財産区特別会計予算

令和8年度蒲郡市の三谷町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25, 200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		23,228
	1 財産運用収入	23,208
	2 財産売払収入	20
2 繰越金		1,959
	1 繰越金	1,959
3 諸収入		13
	1 預金利子	3
	2 雑入	10
歳入合計		25,200

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		14,252
	1 総務管理費	14,252
2 諸支出金		8,948
	1 繰出金	8,948
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		25,200

第34号議案

令和8年度蒲郡市西浦町財産区特別会計予算

令和8年度蒲郡市の西浦町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		12,500
	1 財産運用収入	12,490
	2 財産売払収入	10
2 繰越金		1,389
	1 繰越金	1,389
3 諸収入		11
	1 預金利子	1
	2 雑入	10
歳入合計		13,900

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		7,528
	1 総務管理費	7,528
2 諸支出金		5,472
	1 繰出金	5,472
3 予備費		900
	1 予備費	900
歳出合計		13,900

第35号議案

令和8年度蒲郡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度蒲郡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水栓数	35, 145栓
(2) 年間総給水量	8, 870, 000 m ³
(3) 一日平均給水量	24, 301 m ³
(4) 主要な建設改良事業 配水管布設等事業	1, 689, 032千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

入	
第1款 水道事業収益	2, 007, 200千円
第1項 営業収益	1, 722, 241千円
第2項 営業外収益	284, 929千円
第3項 特別利益	30千円
出	
第1款 水道事業費用	2, 179, 400千円
第1項 営業費用	2, 132, 045千円
第2項 営業外費用	37, 325千円
第3項 特別損失	30千円
第4項 予備費	10, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額357, 100千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額100, 000千円、過年度分損益勘定留保資金257, 100千円で補てんするものとする。）。

入	
第1款 資本的収入	1, 818, 800千円
第1項 企業債	754, 490千円
第2項 固定資産売却代金	13, 030千円
第3項 負担金	700, 224千円

第4項 分担金	48, 949千円
第5項 補助金	102, 107千円
第6項 出資金	200, 000千円
支	出
第1款 資本的支出	2, 175, 900千円
第1項 建設改良費	2, 009, 844千円
第2項 企業債償還金	166, 056千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事項	期間	限度額
水道施設修繕事業	令和9年度	10, 000
配水場等設備保守点検事業	令和9年度	5, 000
電気設備保守点検事業	令和9年度	15, 000
配水場場内整備事業	令和9年度	16, 000
収納等総合業務委託事業	令和9年度～14年度	852, 000
コンビニ収納代行業務委託事業	令和9年度～14年度	16, 200
遠方監視設備改修事業	令和9年度	120, 000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 配水管布設替工事及び配水場等整備事業に充てるため
- (2) 限度額 754, 490千円
- (3) 起債の方法 証書借入
借入時期は令和8年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れができる。
- (4) 利率 年利5. 0%以内
- (5) 偿還の方法 借入先の融資条件による。
(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 184,238千円
(他会計からの補助金)

第10条 物価高騰に伴う経済的負担の軽減策として実施する基本料金の免除に連し、収入の減少を補うため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、88,600千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、21,404千円と定める。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第36号議案

令和8年度蒲郡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度蒲郡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 处理区域面積	1, 400ha
(2) 处理区域内人口	61, 887人
(3) 年間有収水量	6, 215, 392m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備費	2, 875, 169千円
処理場整備費	561, 732千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 下水道事業収益	3, 121, 500千円
第1項 営業収益	1, 354, 740千円
第2項 営業外収益	1, 766, 750千円
第3項 特別利益	10千円
支	出
第1款 下水道事業費用	3, 268, 000千円
第1項 営業費用	3, 045, 429千円
第2項 営業外費用	209, 863千円
第3項 特別損失	2, 708千円
第4項 予備費	10, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額906, 800千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額163, 615千円、過年度分損益勘定留保資金444, 857千円及び当年度分損益勘定留保資金298, 328千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 資本的収入	3, 239, 600千円

第1項 企 業 債	2, 249, 200千円
第2項 負担金及び分担金	85, 330千円
第3項 固定資産売却代金	4千円
第4項 補 助 金	896, 766千円
第5項 出 資 金	8, 300千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	4, 146, 400千円
第1項 建 設 改 良 費	3, 495, 988千円
第2項 企 業 債 償 還 金	650, 412千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 施 設 維 持 管 理 事 業	令和9年度	41, 700
ポ ン プ 場 設 備 更 新 事 業	令和9年度	385, 825

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起 債 の 目 的 下水道管渠・処理場等整備事業に充てるため。
- (2) 限 度 額 2, 249, 200千円
- (3) 起 債 の 方 法 証書借入
借入時期は令和8年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れができる。
- (4) 利 率 年利5. 0%以内
- (5) 偿 還 の 方 法 借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1, 000, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 210, 670千円
(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の健全な運営に資するため他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1, 060, 700千円である。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第37号議案

令和8年度蒲郡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度蒲郡市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	382床
(2) 年間患者数	284,740人
入院患者数	115,340人
外来患者数	169,400人
(3) 一日平均患者数	1,016人
入院患者数	316人
外来患者数	700人
(4) 主要な建設改良事業	
空冷スクリューチラー更新工事費	86,000千円
器械備品購入費	207,530千円
新棟建設等実施設計委託料	38,500千円
リハビリ庭園改修工事費	120,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 病院事業収益	11,293,300千円
第1項 医業収益	9,721,873千円
第2項 医業外収益	1,496,643千円
第3項 特別利益	74,784千円
支	出
第1款 病院事業費用	12,047,400千円
第1項 医業費用	11,845,222千円
第2項 医業外費用	182,158千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資

本的支出額に対し不足する額 728,700 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 44,412 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 684,288 千円で補てんするものとする。)。

取	入
第1款 資本的収入	881,400 千円
第1項 企業債	244,500 千円
第2項 出資金	617,960 千円
第3項 固定資産売却代金	18,663 千円
第4項 投資償還金	277 千円
支	出
第1款 資本的支出	1,610,100 千円
第1項 建設改良費	576,578 千円
第2項 企業債償還金	1,016,793 千円
第3項 投資	16,729 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事項	期間	限度額
A 重油購入事業	令和9年度	20,000
空冷スクリューチラー 更新事業	令和9年度	215,000
看護師等修学資金貸付金	蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和8年度において貸与を決定した期間	蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和8年度において貸与を決定した額
薬剤師奨学金 返済支援金貸付金	蒲郡市民病院薬剤師奨学金返済支援金貸与条例に基づき、令和8年度において貸与を決定した期間	蒲郡市民病院薬剤師奨学金返済支援金貸与条例に基づき、令和8年度において貸与を決定した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
空冷スクリューチラー 更 新 事 業	86,000	証書借入 借入時期は令和8年度中とする。ただし、事業の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により繰上償還することができる。
新棟建設等実施 設 計 委 託 事 業	38,500			
リハビリ庭園 改 修 事 業	120,000			
計	244,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の医業費用、医業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 6,147,135千円
- (2) 交 際 費 1,400千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,479,800千円と定める。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第38号議案

令和8年度蒲郡市モーターボート競走事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度蒲郡市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 開 催 日 数	2 0 0 日
(2) 年間勝舟投票券発売金	1 7 5, 1 0 0, 0 0 0 千円
(3) 一日平均勝舟投票券発売金	8 7 5, 5 0 0 千円
(4) 年間場間場外受託発売金	1 0, 1 0 2, 2 4 0 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

入	
第1款 競艇事業収益	1 7 9, 8 7 4, 6 0 0 千円
第1項 営業収益	1 7 9, 4 2 5, 0 8 2 千円
第2項 営業外収益	4 4 9, 4 8 8 千円
第3項 特別利益	3 0 千円

出	
第1款 競艇事業費用	1 7 1, 4 3 7, 0 0 0 千円
第1項 営業費用	1 6 6, 7 9 2, 5 8 7 千円
第2項 営業外費用	4, 6 2 4, 3 0 8 千円
第3項 特別損失	1 0 5 千円
第4項 予備費	2 0, 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2, 1 7 1, 8 0 0 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7 5, 4 1 0 千円、減債積立金2 4 9, 6 6 5 千円、建設改良積立金1, 1 9 2, 4 5 1 千円並びに過年度分損益勘定留保資金6 5 4, 2 7 4 千円で補てんするものとする。）。

入	
第1款 資本的収入	4 0 0 千円
第1項 固定資産売却代金	4 0 0 千円

支 出

第1款 資本的支出	2, 172, 200千円
第1項 建設改良費	1, 268, 261千円
第2項 企業債償還金	249, 665千円
第3項 投資	644, 274千円
第4項 予備費	10, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
広 告 宣 伝 事 業	令和9年度	2, 500
出 走 表 発 行 事 業	令和9年度	99, 000
電 波 広 告 事 業	令和9年度	44, 000
名古屋グランパス協賛 広 告 宣 伝 事 業	令和9年度	23, 600
フアンサービス事業	令和9年度	24, 800
特 別 高 壓 鉄 塔 撤 去 費 負 担 金	令和9年度～令和10年度	237, 000

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用

(2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 631, 464千円

(2) 交際費 1, 500千円

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明